

# 地域経済と金融（研究ノート）

太田 勉

## 目次

はじめに

1. 地域経済を考える視点
2. 地域金融を考える視点
3. 総合経営学と地域金融

参考文献

## はじめに

筆者は30年近く日本銀行に勤務した後、04年4月から松本大学総合経営学部で教育研究活動に携わることとなった。<sup>1</sup> この間、金融や経済に関する講義や演習（ゼミナール）などを通じて学生と交流することができ、総合経営学研究の基本的視角に関して同僚と意見交換する機会もあった。こうした経験を踏まえ、本稿では、「地域における金融経済問題にどう取り組むか」について考えてみることにしたい。

### 1. 地域経済を考える視点

国民の最大の関心事は、暮らしを左右する日本経済の行方であろう。日本経済を覆っていた「閉塞感」という霧は、徐々に薄らぎつつあるが、地方経済の縮小傾向には全体としては変化がみられない。こうした中央と地方の経済実態の乖離という問題には、グローバル化の進展に伴う産業の空洞化の影響などが指摘されているが、経済構造改革の進捗、市場と政府の役割の変容、経済と金融との相互依存関係など様々な視点からの検討が必要となる。

#### （日本経済の現状と構造改革の進捗）

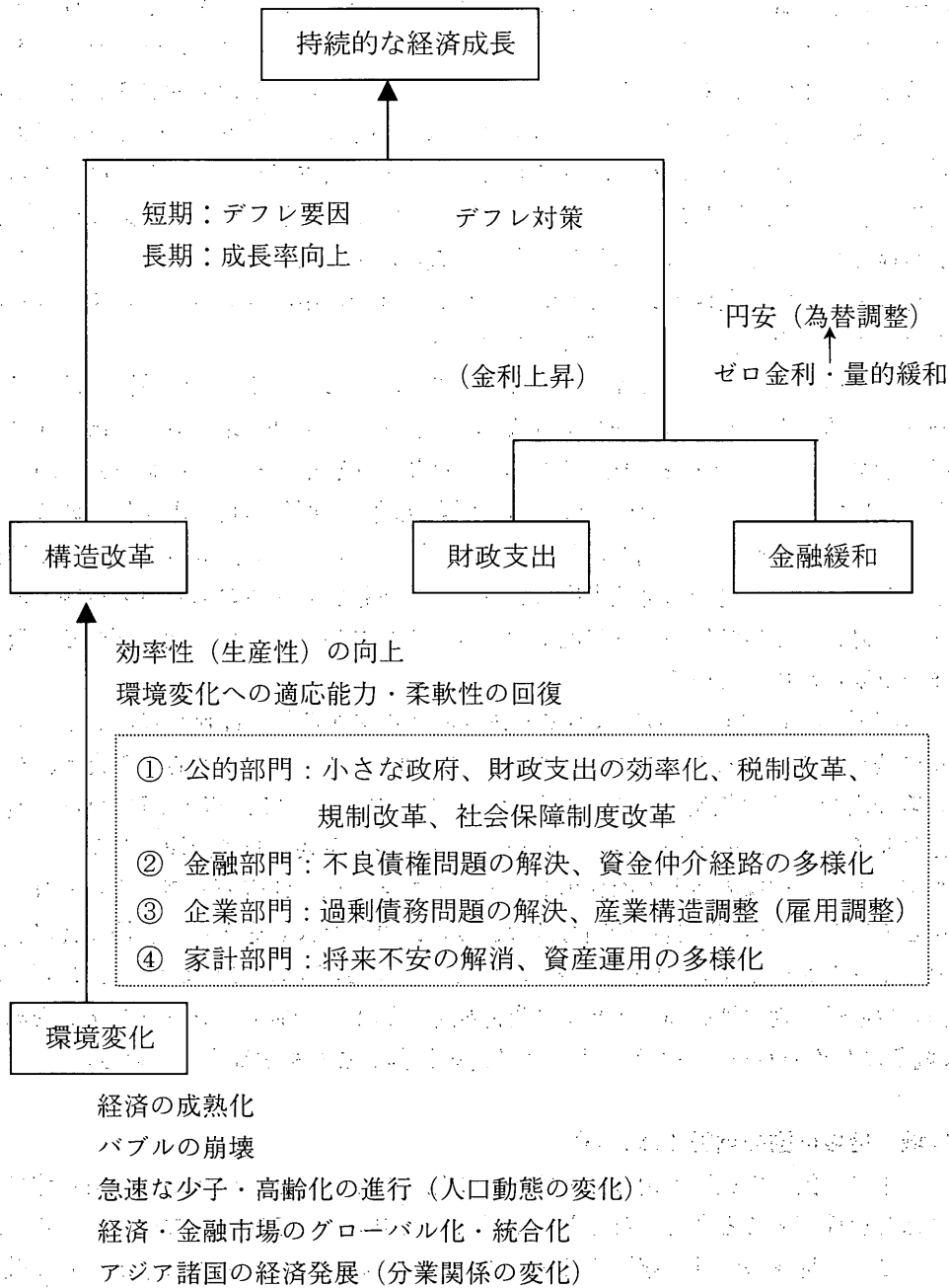
まず、日本経済の現状の点検からはじめよう。日本経済は02年1月を底（景気の谷）にバブル崩壊後3度目の回復過程に入った後、03年春頃や04年夏以降の調整局面（踊り場局面）を迎えながらも拡大傾向を保っているとされる。内閣府「構造改革と経済財政の中期展望——2004年度改定」（いわゆる「改革と展望」、05年1月）では、「この3年間の政策努力を通じて、不良債権問題の終結に向け、着実な進展がみられるなど、長期停滞から民間需要中心の成長に移行した」と評価している<sup>2</sup>が、過去2回と同じように循環的な回復局面にとどまるのか、それとも長期的な趨勢の変化なのかはなお定かではない。

日本経済を取り巻く環境変化と政策対応の関係を整理したのが第1図である。日本経済を取り巻く環境は、70年代の石油ショック以降も、経済の成熟化に伴う産業構造調整、バブルの崩壊、急速な少子・高齢化の進行（人口動態の変化）、経済・金融市場のグローバル化・統合化、アジア諸国の経済発展（分業関係の変化）というように時代とともに変化が続いてきた。こうした中で、日本経済が持続的な成長軌道に復帰するには、構造改革が不可欠である。構造改革とは、「ヒト、モノ、カネ、リスクの最適配分」により、環境変化への対応（ショックの吸収）とともに、持続的な変化への適応能力・柔軟性の向上を図り、経済全体としての生産性を高めることである。

政府は、上記「改革と展望」では、02～04年度の「集中調整期間」に続き、05年度から2年間を「重点強化期間」と位置づけ、構造改革を本格的に推進し、デフレ（物価の持続的な下落）からの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤強化を図ることとした。財政再建に関しては、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す目標（2010年代初頭まで）を改めて明記し、歳出入の一体改革に取り組む姿勢を打ち出した。これは、構造改革の進捗による日本経済再生のシナリオである。

- 
- 1 松本大学の教員人事について、松本大学松商短期大学部創立五十周年実行委員会編(2004)には、「最近の大学教育には研究分野からの教員のみならず、企業経験者からの任用も必要」(p.359)との認識が示されている。
  - 2 経済協力開発機構(OECD)は、約1年前に、主要国の経済見通しを示すエコノミック・アウトルック(04.05.11)で、日本経済が「バブル後の低迷からようやく抜け出しつつある」との判断を示した。

（第1図） 日本経済の再生と政策対応



（市場と政府の役割の変容）

環境変化への対応が進む中で、市場と政府の役割も変化してきている。市場経済は、一定の条件の下で「神の見えざる手」に導かれて「稀少資源の最適配分」を実現するという機能を備えている。そこでは、家計（住民）は自らの効用を最大化し、企業は自らの利潤を最大化するよう合理的に行動すると想定される。こうした前提には、人間は私利私欲のみを追及する「合理的な愚か者（rational fool）」（アマルテア・セン）であろうかという疑問も呈せられる。センの主張するように、家計や企業も使命感や他人への思いやりをその主たる行動規範としているかもしれない。

近年、企業の社会的責任（CSR）が注目されるようになったのは、そうした面があることを示している。CSRとは、一般に「企業が長期にわたって存続するために、利益を上げるだけではない

く、ヒトと同じように法令や人権を守り、環境を保全し、地域に貢献するなど社会的な存在として活動しなければならない」（西岡〔2004〕）と理解されている。しかし、社会的責任が希薄な企業が市場から締め出されるなら、業績が悪くなるため、社会的責任を果たすことにより、業績を回復しようとする筈である。「業績あってこそそのCSR」（西岡〔2004〕）であると同時に、CSRが企業価値を高めるという側面があることを見落としてはならない。企業が社会的責任を果たすにはコストを伴うが、将来の業績向上に繋がるという意味では、「短期」と「長期」の違いに過ぎないとも考えられる。このように、企業の社会的責任も市場経済の枠内で捉えることが可能である。

市場経済は、「利益を上げることが第一」と批判される場合もあるが、企業の存続が社会的役割を果たす前提であり、そのためには利益を上げることが不可欠である。P.ドラッカーが指摘するように、利益は企業存続の条件であって目的ではない。地域の中小企業も、利益を上げ存続することによってはじめて社会的使命を果たすことができる。

それでは、政府はどのような役割を果たすべきであろうか。第1に、市場経済は一定の条件の下では効率的であるとしても、公正を保証するわけではない。「効率的でかつ公正な社会」がわれわれの目指す社会である。公正を確保するには、「所得の再分配」という政府の介入が必要になる。地域行政においても、公正・平等の見地から、弱者保護など所得の再分配を伴う政策が必要となる。

第2に、経済は生き物であり、自律的な復元力が備わっているが、市場の力だけでは復元できない場合もある。こうした場合に財政支出により「市場を補完」するのも政府の役割である。財政赤字が膨らみ、財政支出に制約がある状況では、経済の生産性・効率性を向上させる「資源配分の調整」機能の重要性が増している。

第3に、競争社会は、勝つためには何でもありの「無法地帯」と批判されることもあるが、競争はルールに基づいて行われるのであり、競争＝無法地帯ではない。「私的な企業は、社会が決めたルールの範囲内で、その価値を最大化しなければならない」（野口〔2004〕p.7）わけであるから、企業が公正な競争するための土俵（ルール）をどう作るかが重要な政策課題となる。

構造改革を進め、市場の活力を引き出そうとする社会では、政府の役割のうちどれに重点をおくかが変化している。かつての護送船団行政のように政府が介入し過ぎると、民間経済主体（家計や企業）の「インセンティブ」（誘因）が希薄化し、市場の力を削いでしまうことにもなりかねない。日本経済の生産性・効率性を向上させる「資源配分の調整」機能やインセンティブを高めるための「公正な競争のためのルールづくり」という政府の役割がますます高まっている。

#### （国と地域：地域は国の縮図ではない）

こうした中で、国（中央）と地域との関係も変化してきている。国は地域の集合体であり、地域の問題には普遍性があると考えられるが、地域は国（中央）の縮図ではない。つまり、地域は国の相似形ではなく、地域の特性に起因する多様性が求められる。そして異なる地域間の競争が行われることによって、自立した活力ある地域社会が創造されると考えられる。「国から地方へ」という地方分権の時代は、地域間競争の時代であり、創意工夫力のある地域が生き残る。地域は、競争から隔離された社会ではないし、地域間の事後的な公平は保証されない。国からの保護に依存する地域社会は持続可能ではない（長期固定のリスク）。国からの補助金に依存した「護送船団型地域行政」から脱却し、ネットワーク化された地域社会を目指すのが「地域主権」の考え方であろう。

景気回復の恩恵は地方には及んでおらず、中央の大企業と地域の中小企業の格差は拡大しているとの指摘も少なくない。地域の企業を再生し、活力ある地域社会を創造するには、第1に、マネジメント（経営）が重要といわれる。産業振興により地域の活性化を図るための「地域の総合戦略」や地域企業を育てる「地域のマネジメント力」を養成する核が求められている。例えば、長野経済研究所（2005）は、長野県を支えてきた従来の経済構造を“川上依存型”と捉え、大手企業や行政といった川上からの流れが急速に枯渇している状況の下では、消費者ニーズが潜む“川下”に水源を

求めていかなければならないとして、産業振興により地域の活性化を図るための「地域の総合戦略」や地域企業を育てる「地域のマネジメント力」の養成の重要性を指摘している。

第2に、情報の活用も重要である。企業内で、あるいは地域社会の中で情報を共有し、多様な意見の持ち主が議論することによって、シナジー効果（相乗効果）が期待される。

第3に、グローバル化をどう受け止め、またこれにどう対応するかである。グローバル化は技術革新などを背景に進展しており、逆らえない流れといえる。グローバル化を批判するだけでなく、どう生き抜くのかを考える必要がある。地域経済が縮小する中で、県内企業の中でもアジアとの相互依存関係を強化する動きが拡大している点を見落としてはならない（兼村[2003]）。

## 2. 地域金融を考える視点

日本経済は「集中調整期間」（02～04年度）から「重点強化期間」（05～06年度）に移行し、金融システムを巡る局面も不良債権処理に軸足を置いた「緊急対応型」から将来を見据えた「活力重視型」に転換しつつある。こうした中で「国から地方へ」との流れとも相俟って地域金融（機関）の動向が注目される。そこで、地域金融を巡るいくつかのトピックを取り上げてみよう。

### （地域通貨）

第1に、地域経済復活の手段として注目されている地域通貨について考えてみよう。福井日銀総裁は、04年に開催された「おかねのシンポジウム」で「ある地域のある人たちの助け合いを円滑に進めるための仲立ちが地域通貨」であり、これが全国版になったら、地域通貨の役割は終わって、日本銀行の仕事になってくる」と指摘している<sup>3</sup>。地域通貨の適正規模について、成（2005）は、信州地域の地域通貨運動もサーベイしたうえで、「地域限定という地域通貨システムの本質的な特徴を考慮し、一つの目安として500人程度が効率性を維持する最大限の会員数ではないか」との見解を述べている。日本経済再生の手段として、地域通貨に着目する議論も見られたが、地域通貨は、「いつでも、どこでも、誰にでも受け入れられる」という一般的受容性を備えた通貨のミニチュアではないことを示している。

### （大手銀行と地域金融機関）

第2に、大手銀行と地域金融機関の違いについてみてみよう。金融面では、都市銀行などの大手銀行（メガバンク）と中小・地域金融機関（地方銀行、信用金庫、信用組合など）が区別して論じられることが多い。バブル崩壊後、日本経済停滞の主因とされてきた不良債権の問題もその例外ではない。すなわち、大手銀行は、02年10月に示された「金融再生プログラム — 主要行の不良債権問題解決を通じた金融再生 — 」に沿った線（当時8%台であった不良債権比率の半減）で、不良債権の処理が進展した（目標期限の05年3月末には、大手銀行全体の不良債権比率は3%弱に低下）。こうした状況を踏まえ、金融庁は04年12月に、金融危機対応から平常時の対応に転換する姿勢を明確にした「金融改革プログラム — 金融サービス立国への挑戦 — 」を提示した。新指針は、金融のコングロマリット（複合企業体）化に対応した法制整備や「貯蓄から投資」への流れに対応した投資サービス法の制定など、将来の望ましい金融システムを展望した対策が柱となっている。

3 おかねのシンポジウム2004『地元発信。元気な未来はみんなで作る』（04年9月18日開催）

一方、中小・地域金融機関の不良債権処理については、大手銀行とは異なる扱いとなっている。地域金融機関の経営は地域経済の動向に大きく左右されるからである。すなわち、金融庁は03年3月に、03～04年度の2年間で地域金融に関する「集中改善期間」と位置づけ、各金融機関のリレーションシップバンキング（地域密着型金融）の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることで、不良債権問題も同時に解決していくとの方針を示した（金融庁[2003]）。しかし、大手銀行とは異なり、不良債権処理に関する数値目標は設定されておらず、全般的に見て大手銀行と比べ遅れ気味の感があるのは否めない。

また、銀行経営の健全性を維持することを狙いとする自己資本比率規制は、国際基準行向けの8%とは異なり、国内基準行向けは4%に設定されている。自己資本比率規制には景気変動促進効果があるため、厳格な規制がよいかどうかという問題はあるが、規模によって基準を変えるのがよいかどうかは別問題である。

さらに、金融当局による金融機関検査の指針となる金融検査マニュアルも、中小金融機関向けの別冊（中小企業融資編）が作成されている（02年6月）。

金融は、利潤を求めて資金が動くという「資本の論理」が貫徹する。このように、中小・地域金融機関には大手銀行とは異なる監督・検査基準が設定されているという「ダブルスタンダード」が存在する下では、規律づけの甘い中小・地域金融機関が果たして市場（預金者）の信認を得られるのかという問題がある<sup>4</sup>。

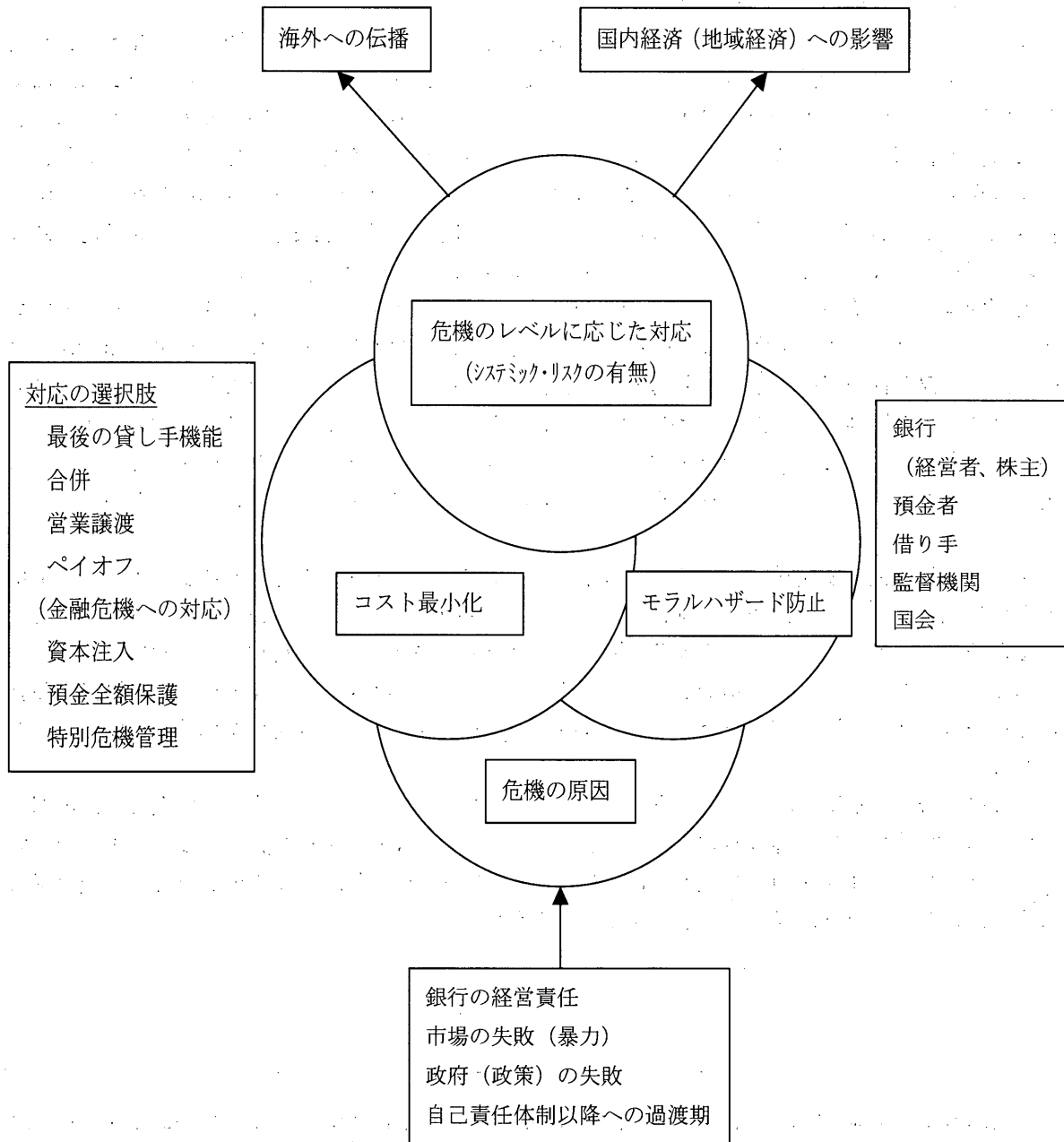
こうした状況を踏まえ、金融庁は05年3月に05～06年度の2年間に地域密着型金融の一層の推進を図るとの目標を示し（金融庁[2005]）、地域金融機関に対し自らの経営判断で数値的な目標を含む計画の公表を要請した。この中で、地域密着型金融の本質については、「金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益力向上を図ること」とされている。各金融機関が、こうした地域密着型金融の本質をどう活かすか問われているといえるが、中小・地域金融機関の再生を図るプロセスでは、民間金融と競合する公的金融の縮小との兼ね合いも課題といえよう。

#### （預金保険：本来は地域金融が前提）

第3に、預金保険制度と地域金融の関係について取り上げてみよう。預金保険制度は、金融システムの安定性を保つためのひとつの手段であり、平常時か金融危機が懸念される非常時かによって役割が異なる場合がある（第2図）。05年4月、金融システムは安定を取り戻しつつあるとの認識に立ち、ペイオフ解禁拡大（全面解禁）が予定通り実施された。ペイオフとは、破綻金融機関の資産内容によっては、預金の全額保護が図られないこと（預金カットがありうる）を指す。今回のペイオフ解禁拡大により、1預金者・1金融機関あたり元本1,000万円までとその利息等が保護され、保護されない部分は破綻した金融機関の財産の状況等に応じて支払われる。ただし、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスの提供という3条件を満たす預金）は恒久的に全額保護される。ペイオフ解禁拡大により、預金保険の枠組みは96年から続いた特別の預金者保護体制から平常時の体制に移行したことになる。

4 例えば、長野県信用組合の丸山副理事長（05年6月、次期理事長に就任予定）は、「顧客は金融機関を相対で比較する。信組だからといって甘くは見てもらえない」（日本経済新聞、05年4月28日）としている。

（第2図）金融危機管理の考え方



預金保険制度は、もともと米国では営業地域の限定された小規模金融機関が多く、リスク分散機能が働かずに特定地域の経済的困難等が銀行破綻に繋がりがやすい（地域リスクの集中）といった状況を背景に、銀行破綻が相次いだ1930年代に考案されたものである（太田 [1985]）。日本のように、家計の金融資産に占める預金のウェイトが高い状況では、うまく機能させることは難しいかもしれない。因みに、米国では1980年代以降ペイオフ対策のため預金者のリスク管理意識が強まり、預金から短期金融市場投資信託（ MMMF ）などへのシフトが進んだ。これに対して日本ではペイオフ全面解禁が当初の01年4月から05年4月まで先送りされ、預金のウェイトは55%と高い割合を維持している。このように、預金取扱金融機関（銀行）に依然としてリスクが集中している状況ではペイオフ全面解禁への備えは十分とはいえない。

現在の預金保険制度は、恒久的な預金保険制度を標榜しながら、目先の問題処理に配慮し、長期的な展望を欠く制度設計となっている（太田 [2000]）。すなわち、ペイオフ解禁延期の議論が高まる中で、金融審議会答申（99年12月）がまとめられたため、小さな預金保険制度の理念と矛盾する過大な保護範囲（利子保護など）となっており、モラルハザードを抑制する仕組み（部分保険、可変預金保険料率等）は先送りされた。破綻処理に際して必要な名寄せデータ整備<sup>5</sup>も不十分（国民番号制度がない状況下では止むを得ない面も）で、米国型の「金・月処理<sup>6</sup>」のような迅速な破綻処理が現実性を欠くのであれば、ペイオフ解禁自体が「画に描いた餅」といえる。

長期的な展望に立って、05年4月ペイオフ解禁拡大後の枠組みについて方向性を明示すべきである。具体的には、まず、過度な保護範囲の縮小（利子を保護対象から外すなど）や可変預金保険料率（銀行の健全性の程度に応じて保険料率を設定）の漸進的な導入というかたちで、預金保険にモラルハザードを抑制する仕組みを組み入れるのが望ましい。名寄せが不十分で、機動的な預金払い戻しができないのであれば、1千万円以上の預金の保護は一定率（例えば、8～9割）にとどめる（保護されない部分は、破綻した金融機関の財産の状況等に応じて支払われる）ことにするの一案である<sup>7</sup>。

また、決済機能の安定確保のために、金融審議会答申（02年9月）を受けて制度化された決済用預金の恒久的な全額保護については、様々な制約がある中でペイオフ解禁拡大（05年4月）を実行するための便法といえるが、決済機能を保護するために、平常時に決済用預金を全額保護している国はどこにもない。同答申に指摘されているように、決済業務専門のナローバンク（決済用預金の運用を国債などの流動性・安全性の高い資産に限定する仕組み）の検討が中期的な課題なのかもしれない。

さらに、監督・規制のあり方との関係も検討課題である。大手銀行と中小・地域金融機関の間に「ダブルスタンダード」を認めるなら、預金保険も「ダブルスタンダード」にしないと平仄がとれないことになる。中小・地域金融機関については、「保護される限度を高めると同時に、預金保険料率も高める」という選択をすべきではないだろうか。

---

5 金融機関における同一人名義の複数の預金の合算。地方銀行のうち、名寄せを完了した銀行は5割にとどまるとされる（05年3月、日本経済新聞社調査）

6 金融機関の破綻はできるだけ金曜日に公表し、週末に預金等を新銀行に承継させることなどにより、翌週の月曜日には預金者が自分の預金を払い戻すなどが可能となる処理方式。

7 日本経済研究センターの試算によれば、過去の経営破綻で実際にペイオフが実施されたたと仮定した場合、04年6月までの破綻金融機関の平均カット率は25.2%となるが、ばらつきが大きい（例えば、長銀は11.6%だが、木津信組は76.9%）とされる。



### （公的金融改革と地域社会）

第4は、公的金融改革の地域社会への影響である。日本の金融面の特徴の一つは、公的金融の規模が資金調達・運用の両面で諸外国に比べて大きいことである。郵便局は長らく庶民の金融機関とみられてきたし、中小企業は政策金融機関（政府系金融機関）からの有利な借入に少なからず依存してきた。バブル崩壊後、民間金融が萎縮する中で、公的金融は資金調達・運用の両面で規模を拡大させた。こうした中で、銀行等の民間金融機関は、資金調達面では郵便貯金（国家保証付）との競合、また融資面では政策金融機関との競合にさらされている。巨大な公的金融の存在は、民間金融のパイの縮小だけではなく、民間金融機関にとって喫緊の経営課題であるリスクに見合った金利設定交渉（収益力向上に必要）の阻害要因ともなっている。政策金融の金利は、長期、固定、低利と民間金融機関より借り手にとって有利になっているからである。公的金融との競合の影響は、大手銀行よりも地域金融機関の方が大きいとみられる。

このように90年代に公的金融に逆流した資金の流れを「官から民へ」転換することで国民の貯蓄を経済の活性化に繋げることが課題となっている。こうした認識に立ち、小泉首相は03年10月初めに郵政三事業（郵便貯金・簡易保険の金融業務と、郵便事業）を07年4月から民営化する方針を打ち出した（第3図）。

郵政三事業の中でも、郵貯・簡保は、民営化よりも段階的縮小が望ましい。銀行界は、「郵貯が230兆円の規模のまま民営化するとリスクが大きすぎる」として、市場原理に合わない定額貯金は廃止し決済業務専門の「ナローバンク」に徹すべきだと主張してきた。しかし、郵政民営化を実際にどのように円滑に進めるべきかという視点に立てば、①郵貯・簡保は自立的に経営できるか（破綻はリスク）、②公正な価格形成のためにも官民の競争条件の公平をどう確保するか、③民営化のプロセスにおける資産・負債規模の縮小は保有国債の処分を伴い不安定効果の懸念がある、といった点に留意が必要ということになる。

地域住民（とくに過疎地）など利用者にとっては、安全で便利な貯蓄、決済手段へのニーズは強い。しかし、利用者も「安全はタダではない」ことを認識する必要がある。このコストを①個々の利用者（自助）、②利用者全体（共助）、③国民（納税者）全体（公助）、のいずれが負担するのが公平か、という議論は十分行われていない。また情報開示が十分ではないため「郵政事業は赤字ではないのになぜ民営化が必要か」というのが一般国民の感覚である<sup>8</sup>。政府部門全体の財務状態を開示した上で郵政民営化の問題を検討する必要がある。

こうした中で、04年9月に「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、これをもとに関係者間で調整が行われた結果、05年4月27日、郵政民営化関連法案が閣議決定された。この法案では、07年4月に郵便会社、窓口ネットワーク会社、郵便貯金会社、郵便保険会社の四分社で民営化をスタートさせるが、過疎地の郵便局ネットワーク網や金融サービスは維持する（そのために1兆円規模の「社会・地域貢献資金」を新設）といった内容になっている。郵政民営化の目的（官業の合理化による日本経済の効率化）に適う内容かどうか疑問との声も出ている。

8 筆者は、04年8月28日に長野県上田市で開催された、郵政民営化に関する「タウンミーティング イン 上田」に参加した。麻生総務大臣や竹中金融・経済財政政策担当大臣ほかから郵政民営化の意義や目的などについて説明があったが、「なぜ今民営化なのか」に関して参加者の納得は得られなかったように感じた。その理由は、郵政三事業が全体としては黒字（郵便事業の赤字を郵貯・簡保で補填）と説明されているからである。日本郵政公社は運用リスクを負わないことや、税負担、預金保険料負担の免除などの「見えない国民負担」（年間約1兆円強との試算もある）を勘案すれば、見かけ上の黒字が改革を阻む理由にはならない筈である。

一方、政策金融改革<sup>9</sup>は、02年12月に04年度末までの不良債権の集中処理期間においては金融円滑化のため政策金融を活用することとされ、政府系金融機関の統合は05年度以降に先送りすることが決定された<sup>10</sup>。同時に、将来的に政府系金融の貸出残高をGDP比で半減させる方針も確認された。

05年になって、景気が回復基調で金融システムも安定を取り戻しつつあるとの認識に立ち、2月末から政策金融改革の議論が再開され、秋以降本格協議が行われる見込みである。中小企業金融以外の分野では改革を先送りする理由はなく、速やかに抜本的な改革に取り組むべきである。政策金融改革は、地域金融機関の経営面にも少なからぬ影響があるとみられる。なお、政策金融については、証券化を進めるプロセスにおいて、信用補完機能（証券化商品に対する保証なし一部引受け）の面で役割が期待される。

（第3図） 郵政民営化を巡る構造改革の進展

(年度)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)
〔行政改革〕 公社化のプロセス 〔97.12 行革会議最終報告〕	02.7 公社法成立	03.4 日本郵政公社発足		05.4 民営化法案		07.4 民営化開始	(17.3まで) 完全民営化
〔規制改革〕 民間事業者による信書の送達 〔参入事業者数〕	02.7 信書便法成立	03.4 信書便事業開始 41 (03.3末) 43 (04.6.1)					
〔金融システム改革〕 〔不良債権比率〕 〔銀行数：主要行（年度末）〕 (99.3末 17行)	不良債権の集中処理期間		重点強化期間				
	↑ 保険の銀行窓販 の拡大 (02.10)		↑ 銀行への証券仲介業 の解禁 (04.12)	↑ ペイオフ解禁拡大 (05.4)			
	7.23%	5.18%					
	11行	11行					
〔特殊法人改革〕 政策金融改革		金融円滑化のため 政策金融を活用		あるべき姿への準備期間			政策金融の あるべき姿
		↑ 住宅公庫法改正	↑ 中小公庫法改正				
〔財政投融资改革〕 〔郵貯預託金：年度末〕			財政投融资改革経過措置			経過期間終了	全額自主運用
	177.6兆円	156.1兆円	117.6兆円				

（出所）経済財政諮問会議（04.07.27）資料をもとに作成

9 01年4月から財政投融资制度の改革が実施された。この改革は、2000年10月に成立した中央省庁等改革基本法第20条等を踏まえ、従来の財政投融资システムの根幹であった郵便貯金、年金積立金について資金運用部に対する全額預託義務を廃止し、真に必要な額について市場から調達することとする等の転換を図り、特殊法人等の改革、効率化への促進に寄与するものとされている。

10 05～07年度は、民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間で、08年度以降に速やかに新体制に移行することとされている。

### 3. 総合経営学と地域金融

最後に、これまでの検討を踏まえて、総合経営学の視点で地域金融の問題にどう取り組むかについて考えてみよう。

（総合経営学の目的は、地域社会をデザインし、経営する人材の育成）

松本大学の総合経営学は、「企業、住民、行政のトライアングルからなる地域社会」に視点を据えた教育による総合的な経営能力の養成、つまり「地域社会の総合的運営・経営」を目指している（第4図）。住みよい地域社会づくりに貢献するためには、共生が求められる。共生とは、自助、共助、公助のバランスを考えるということであるが、実際にどのようなバランスとするかは難しい問題である。共助や公助のウェイトを高めることは、ケインズが、エリート（政策立案に当たる官僚）に課した「ハーベイロードの公準<sup>11</sup>」（政策立案に当たる官僚は知的にもモラルの上でも優れたベスト・アンド・ブライテストであるとする前提）を住民全体に課すことにはほかならないからである。その意味では、総合経営学は、住民として地域社会でどう生きるかを学ぶ学問であるともいえよう。

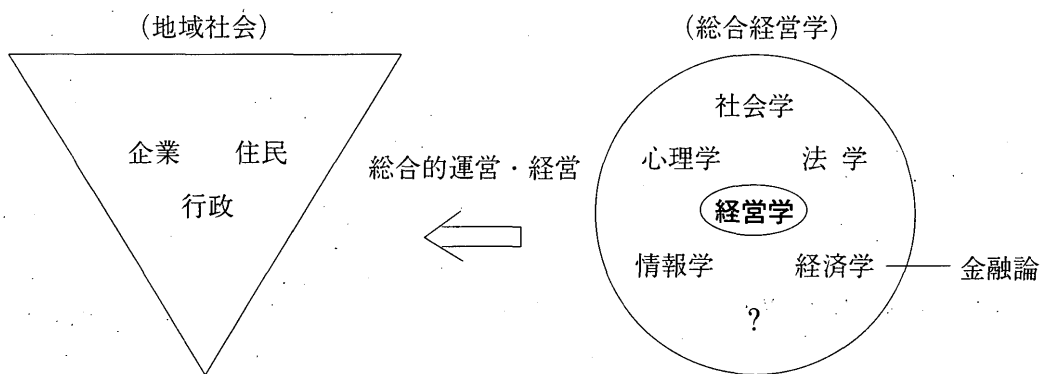
こうした視点から「総合経営学」を学ぶために重要なポイントは、①学際性（学習対象）、②実践性（学習目標）、③主体性（学習方法）、の3点に整理できる。

第1は、学習対象範囲の「学際性」である。総合経営学部発足時から、「地域社会に目を据え、そこをどのように運営・経営してゆくかを考えるには、法律、行政、経済、文化など、種々のアプローチがあり得るのであり、同時にそうした学際的な発想が必要になる<sup>12</sup>」と指摘されていたとおりである。この場合、総花的・網羅的にならないように、問題意識を鮮明にする必要がある。

第2は、実践的な学習目標の設定である。実践的なテーマ（例えば金融問題では、郵政民営化、電子マネー、地域通貨など）を念頭において、学習を進めるよう心掛けなければならない。

第3は、学生の主体性を引き出す学習方法の選択である。少人数のゼミナールなどを活用し、学生自身の主体的な取り組みによってコミュニケーション能力を鍛え、チャレンジ精神を涵養することが求められる。

（第4図） 地域社会のデザインと総合経営学



経営学：経営戦略、マーケティング、人的資源管理、ファイナンス、会計学など

11 後世ケインズの知的エリート主義を批判する人たちが生み出した言葉。

12 松本大学教務委員会「松本大学が目指す教育」松本大学学報『蒼穹』第67号、02年4月27日

（地域金融事情に注目）

2. で述べたように、金融システムが安定を取り戻しつつある中で、ペイオフ解禁拡大、郵政民営化など家計（住民）の金融資産選択に自己責任が求められるといった状況下、地域金融（機関）に対する関心が高まっている。こうした状況を踏まえ、実践的なテーマを取り上げるという観点から、05年度「金融システム論」の講義の一環として、地域に所在する金融機関等（日本銀行、地方銀行、協同組織金融機関、証券会社、保険会社、公的金融機関ほか）に特別講師を依頼し、「地域金融（機関）の動向」に焦点を当てた実践的な講義（地域金融事情）をして頂くことを計画した（第1表）。一連の講義を通じて「金融の生きた知識や情報を得られる」ものと期待している。こうした取組みを発展させ、今後とも、理論のみにとらわれることなく、実践教育を重視するというスタンス（現場主義）に立って学生の関心を高めるよう努力していきたいと考えている。

（第1表） 「地域金融（機関）の動向」講義計画（05年度前期）

講義テーマ	予定日	講 師
地域金融における日本銀行の役割	5月23日	荒木光二郎 日本銀行松本支店次長
地方銀行の役割と八十二銀行の営業戦略	5月30日	舟見英夫 八十二銀行営業統括部副部長
生命保険会社の役割と今後の展望 「マーケティングとインベストメントで世界を牽引～ニッセイの真実～」	6月6日	國井秀樹 日本生命保険松本支社次長
地域金融における大手銀行の役割と最近の動向	6月13日	福田千顕 みずほ銀行松本支店長
郵便局の地域金融機関としての役割	6月20日	神津重敏 日本郵政公社松本郵便局長
中小企業金融における政府系金融機関の役割	6月27日	工藤英修 中小企業金融公庫松本支店長
地域の金融機関としての長野県信用組合の現況と役割	7月4日	堀 励 長野県信用組合監事（前理事長）
証券市場の役割と最近の動向	7月11日	濱田隆徳 野村資本市場研究所主任研究員

## 参考文献

- 太田 勉「海外主要国の預金保険制度の現状とこれを巡る改革論議について」日本銀行金融研究所『金融研究』1985年
- 太田 勉「ペイオフ解禁のための処方箋」『第8回シンポジウム記録』21世紀政策研究所、2000年
- 太田 勉「日本における銀行・証券業分業体制」『松本大学研究紀要』第3号、松本大学、2005年
- 太田 勉「日本の金融改革」東京外国語大学、2005年（近刊）
- 兼村 智也「長野県企業の海外進出の現状と推移」『地域総合研究』第3号、松本大学・松本大学地域総合センター、2003年
- 金融審議会「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関破綻処理のあり方について」（答申）、1999年12月
- 金融審議会「中期的に展望したわが国金融システムの将来ビジョン」（答申）、2002年9月
- 金融審議会「決済機能の安定確保のための方策について」（答申）、2002年9月
- 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」、2003年3月
- 金融審議会金融分科会第二部会「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」2003年7月
- 金融庁「金融再生プログラム — 主要行の不良債権問題解決を通じた金融再生 — 」2002年10月
- 金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」2003年3月
- 金融庁「金融改革プログラム — 金融サービス立国への挑戦 — 」2004年12月
- 金融庁「地域密着型金融の機能強化に推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」2005年3月
- 成 著 政「コミュニティ活性化のための地域通貨の意義と展望」『松本大学研究紀要』第3号、松本大学、2005年
- 田中 直毅『市場と政府』東洋経済新報社、2000年
- 一寸木俊昭『現代日本社会と経営学』松本大学出版会、2005年
- 中野 和朗『“幸せづくりのひと”づくり』松本大学出版会、2004年
- 長野経済研究所『創生 長野経済』信濃毎日新聞社、2005年
- 西岡 幸一「業績あってこそそのCSR」日本経済新聞、2004年5月10日
- 日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会『金融システムと行政の将来ビジョン』2002年7月
- 日本銀行「不良債権問題の基本的な考え方」2002年10月
- 日本銀行「ペイオフ全面解禁後の金融システム面への対応について」2005年3月
- 野口由紀雄『ビジネスに活かすファイナンス理論入門』ダイヤモンド社、2004年
- 福井 俊彦「金融政策運営の課題」（日本金融学会講演要旨）、日本銀行、2003年6月
- 船越克己、葛西和弘『企業行動にみる経営学』創成社、2005年
- 本間 正明「「資金の流れ」を変える必要」日本経済新聞経済教室、2003年4月16日
- 松商学園公開講座実行委員会編（一寸木俊昭監修）『地域社会と総合経営』郷土出版社、2001年
- 松本大学松商短期大学部創立五十周年実行委員会編『出発への軌跡（創立五十周年記念誌）』松本大学松商短期大学部、2004年
- 山口 泰「金融政策と構造政策」『日本銀行月報』日本銀行、1999年11月

(2005年5月27日執筆)

